

里庄町コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）がコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に基づき実施するコミュニティ助成事業（以下「助成事業」という。）による助成金を財源とする里庄町コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、里庄町補助金等交付規則（平成20年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、実施要綱に規定する事業実施主体であって、自治総合センターが町に対し助成を決定したものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、実施要綱に規定する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、実施要綱に規定する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、実施要綱に規定する額の範囲内で、自治総合センターが町に対し助成を決定した額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、里庄町コミュニティ助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、実施要綱の基準に適合している事業と認めるときは、自治総合センターに対して助成事業申請を行うものとする。

3 町長は、前項の規定により行った申請について、自治総合センターから採否の通知を受けたときは、その結果を速やかに申請者に通知するものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で交付を決定し、里庄町コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通

知するものとする。

(変更の承認)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）が補助対象事業の内容を変更しようとするときは、事業実施前に里庄町コミュニティ助成事業変更申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更申請書の提出があったときは、自治総合センターの承認が得られた場合に限り当該補助対象事業の変更を認めるものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに里庄町コミュニティ助成事業実績報告書（様式第4号）に、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の実績報告書の提出があったときは、直ちに内容の審査及び確認を行い、適当と判断したときは、速やかに自治総合センターに助成事業実績報告を行うものとする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 町長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、必要な検査又は調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、里庄町コミュニティ助成事業補助金額の確定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに里庄町コミュニティ助成事業補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたものについて速やかに補助金を交付するものとする。

(検査)

第12条 町長は、補助金の交付の適正を期すため、助成事業の検査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、実施要綱の規定に違反したとき又は里庄町コミュニティ助成事業補助金申請書の内容と事実が著しく異なったときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消し部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成24年度分の事業から適用する。